

総 第 6 0 6 4 号

令和7年11月28日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 田中 肇 様

琴浦町長 福本 まり子



随時監査における報告事項について(回答)

令和7年11月12日付監第33号で提出を受けました随時監査報告書にて意見等のありました事項について、別紙のとおり対応方針を回答します。

従来より人事異動に伴う事務処理については、議会議長、教育委員会など各任命権者との異動対象者選定の事前調整をした上で実施して来ましたが、今回の文書事務処理に関しての随時監査報告を受け、今後は書面決議を確実に行うなどの改善も行い、より適正な事務の実現に努めて行く所存です。

随時監査結果報告書に対する回答

監査意見	担当部署	回答(対応方針)
(1) 人事に関する法令順守	総務課(行政総務室)	<p>各任命権者と協議の上、下記の事務適正化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動実施前の事務決裁 ・人事異動の事前協議方法の再確認並びに事前協議結果の記録化
(2) 「辞令」の在り方	総務課(行政総務室)	<p>他自治体の事例を研究、各任命権者と協議の上、下記の視点に基づき辞令書交付のあり方を検討、改善いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞令被交付者への辞令書による記録性の向上 ・事務の効率化
(3) その他(人事評価)	総務課(行政総務室)	<p>各任命権者と協議の上、下記の事務適正化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任命権者による人事評価者実施(任命権者が適正に評価を行える体制づくり) ・休暇手続き等の変更(宛名を「任命権者」とする等の改善) ・会計年度任用職員任用事務の改善(出向手続きの正規職員同様化)